

令和5年3月10日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

焼却工場内の資源ごみ用コンテナ（全工場）及び容器包装プラスチック用コンテナ（住之江工場のみ）に替わる専用置場等の設置について（通知）

標題について、令和5年4月1日より資源ごみ用コンテナ（全工場）及び容器包装プラスチック用コンテナ（住之江工場のみ）から本市中継地等への搬送業務が、委託業務から本市直営に変更になります。

この準備作業として、全焼却工場内に設置している資源ごみ用コンテナを3月10日に平野工場、3月13日以降に平野工場以外を順次撤去し、資源ごみ専用置場（ネットでの囲い）を設置します。

また、容器包装プラスチック用コンテナ（住之江工場のみ）については、3月13日以降に撤去し、中継かごの設置を行っていきます。

搬入場所の変更はありませんが、搬入にあたっては投げ込み禁止・奥からの搬入などにご留意をお願いします。

直前の通知になって申し訳ありませんが、全従業員への周知をお願いします。

搬入指示担当 田島・中島・森本